

真室川町障がい福祉プラン

障がい者計画

第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度



令和 6 年 3 月

真室川町

目 次

第1章	計画の概要	p.1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の策定体制	
第2章	障がい福祉の現状	p.3
	1 障がい者（児）の現状	
	2 障がい福祉サービス等の利用状況	
第3章	障がい者計画	p.7
	1 基本理念	
	2 基本目標	
	3 施策の体系	
	基本指針1 地域生活の確立と支援	
	基本指針2 地域における共生社会の構築	
	基本指針3 自立と社会参加の促進	
第4章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	p.17
	1 成果目標	
	2 障がい福祉サービス等の見込みとサービス確保の方策	
	3 地域生活支援事業の見込みとサービス確保の方策	
第5章	計画の推進	p.25
	1 計画の推進体制	
	2 障がい者施策に関する動向	
	<資料編>	
	1 計画策定の体制等について	
	2 障がい者福祉に関するアンケート調査の実施について	
	3 用語集	

※真室川町では、法律名や法定制度などの固有名詞を除き、「障害」、「障害者」という文字を「障がい」、「障がい者」と表記しています。

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、次の3つの法定計画の性質を持つ計画です。

1つ目は、「障害者基本法」に基づき、障がい者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障がい者計画」です。

2つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、障がい福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障がい福祉計画」です。

3つ目は、「児童福祉法」に基づき、障がい児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障がい児福祉計画」です。

今期においても、引き続き真室川町の施策と、国や山形県が定める障がい福祉サービスとの連携を図っていく必要があることから、この3つの計画を「真室川町障がい福祉プラン」として一体的に策定します。

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、多くの町民が福祉への理解や関心を高め、支え合い・助け合いの意識を持つことが基本となります。そのため、障がいのある人の意思を尊重しながら、自立した生活ができる地域づくりをめざして、「障がいのある人が、住み慣れた地域で、支えあいながら、自分らしく安心して暮らし続けられる町づくり」を基本理念として掲げました。また、基本理念の実現に向け3つの基本目標を設定し、本町における障がい福祉施策を進めていきます。

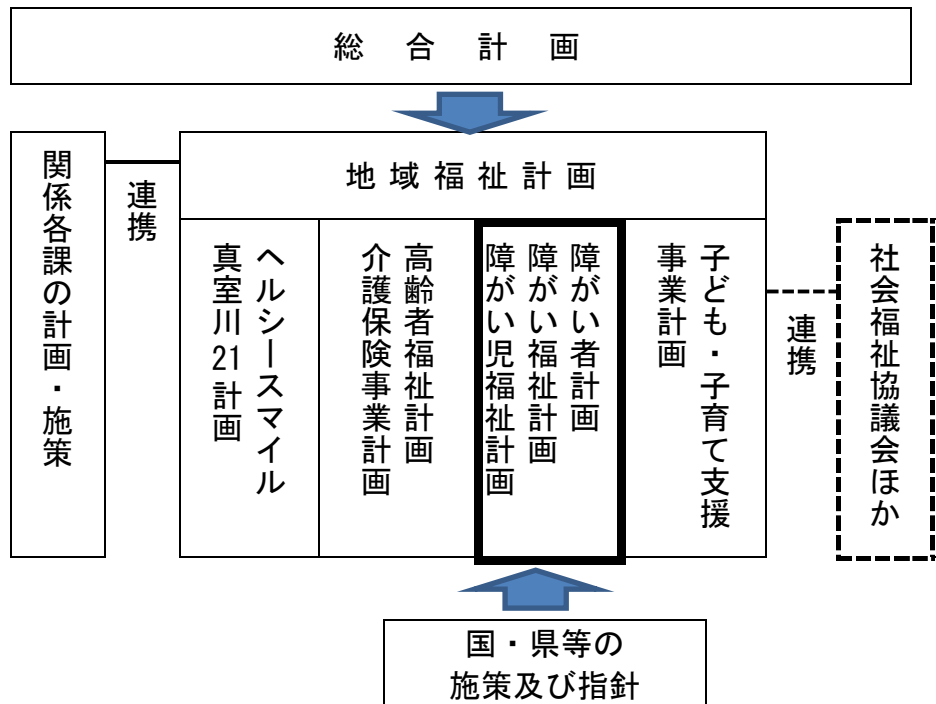
2 計画の位置づけ

（1）計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

（2）他計画との関連

本計画の策定にあたっては、国や県が定める基本指針等のほか、真室川町が定める「第6次真室川町総合計画」をはじめ、「真室川町地域福祉計画」や「真室川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」等の関連計画との整合性を図っていきます。



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連サミットで採択された「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、先進国を含む全世界共通の目標として、平成28年から令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、持続可能な開発目標（SDGs）と呼ばれています。

町総合計画において、SDGsの17のゴールのうち、本計画との関連性があるとされている4つの項目「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」について、目標の達成に向けた施策の展開を検討します。

3 計画の策定体制

計画策定のための組織として、「真室川町地域福祉計画推進委員会 障がい福祉部会」を計画策定委員会に位置づけ、計画策定の背景や策定状況、計画原案について事務局より説明や提案を行い、協議してきました。

また、計画の策定の基礎資料とするため、「障がい者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。（調査の結果については、資料編を参照）

第2章 障がい福祉の現状

1 障がい者（児）の現状

（1）真室川町の人口と障がい者手帳所持者数の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	7,676人	7,470人	7,245人	7,052人	6,792人
障がい者手帳所持者	657人	663人	654人	623人	567人
身体障害者手帳	516人	528人	516人	493人	440人
療育手帳	96人	88人	86人	84人	84人
精神障害者保健福祉手帳	45人	47人	52人	46人	43人
対総人口比	8.6%	8.9%	9.0%	8.8%	8.3%

（各年度3月31日現在）

上記のうち、障がい児（18歳未満）数の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1人	1人	1人	1人	2人
療育手帳	9人	10人	15人	11人	12人
精神障害者保健福祉手帳	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	10人	11人	16人	12人	14人

（各年度3月31日現在）

障がい者人口は、令和2年度まで同数程度で推移していましたが、令和3年度以降傾向にあります。

（2）身体障がい者

身体障害者手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	153人	162人	160人	146人	126人
2 級	68人	65人	62人	58人	49人
3 級	87人	88人	89人	89人	75人
4 級	141人	148人	141人	140人	131人
5 級	36人	35人	37人	34人	39人
6 級	31人	30人	27人	26人	20人
合 計	516人	528人	516人	493人	440人

（各年度3月31日現在）

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数は440人で、総人口に占める割合は6.4%となっており、手帳所持者数は年度により増減があるものの、総人口数に伴い減少傾向にあります。

障がい種類別

(人)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	14	6	1	2	3	0	26
聴覚・平衡機能障がい	2	8	3	22	0	7	42
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	2	2	2			6
肢体不自由	29	32	42	66	36	13	218
内部障がい	81	1	27	39			148
心臓機能障がい	51	0	25	18			94
じん臓機能障がい	27	1	0	0			28
呼吸器機能障がい	3	0	1	5			9
膀胱・直腸機能障がい	0	0	1	16			17
合 計	126	49	75	131	39	20	440

(令和5年3月31日現在)

障がい種別では肢体不自由が全体の 49.5%を占め、次いで内部障がい が 33.6%となっています。肢体不自由では 4 級が 66 人と最も多くなっている一方、内部障がいでは 1 級が 81 人と最も多くなっています。

(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (重 度)	29人	23人	22人	22人	21人
B (中軽度)	67人	65人	64人	62人	63人
合 計	96人	88人	86人	84人	84人

(各年度3月31日現在)

令和 4 年度末現在の療育手帳所持者数は 84 人で、総人口に占める割合は 1.2%となっており、手帳所持者数は年度により増減があるものの、総人口の減少に伴い微減傾向にあります。

(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	10人	10人	12人	12人	8人
2 級	25人	26人	30人	26人	29人
3 級	10人	11人	10人	8人	6人
合 計	45人	47人	52人	46人	43人

(各年度3月31日現在)

令和 4 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 43 人で、総人口に占める割合は 0.6%となっており、手帳所持者数は年度により増減があるものの、ほぼ横ばいとなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	91人	88人	88人	103人	103人

（各年度3月31日現在）

令和4年度末現在の自立支援医療（精神通院）受給者数は103人で、総人口に占める割合は1.5%となっており、受給者数および総人口に対する割合は、微増傾向にあります。

2 障がい福祉サービス等の利用状況

（1）障がい福祉サービス等利用者数

就労継続支援B型の障がい福祉サービス利用者は、年々増加傾向にあります。

また、障がい児の療育を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児支援サービスの利用者は、年度により増減があるものの、ほぼ横ばいとなっております。

①訪問系サービス

（人／月）

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	3	3	7	7	6

②日中活動系サービス

（人／月）

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	22人	20人	20人	19人	23人
就労移行支援	3人	5人	6人	4人	3人
就労継続支援A型	15人	11人	9人	8人	8人
就労継続支援B型	24人	26人	28人	31人	38人

③居住系サービス

（人／月）

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同生活援助	30人	30人	27人	26人	27人
施設入所支援	14人	11人	11人	11人	12人
療養介護	2人	2人	2人	1人	1人
短期入所	3人	3人	1人	1人	2人

④相談支援サービス

（人／月）

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	8人	8人	12人	15人	17人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人

⑤障がい児支援サービス

（人／月）

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	0人	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	3人	2人	5人	6人	4人
保育所等訪問支援	1人	1人	0人	0人	0人

（２）障害支援区分認定者数

障害支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	4 人	4 人	2 人	2 人	2 人
区分2	10 人	11 人	10 人	9 人	9 人
区分3	6 人	6 人	8 人	10 人	10 人
区分4	10 人	8 人	10 人	8 人	8 人
区分5	4 人	5 人	6 人	6 人	6 人
区分6	11 人	11 人	12 人	11 人	11 人
合 計	45 人	45 人	48 人	46 人	46 人

（各年度3月31日現在）

（３）地域生活支援事業

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活用具給付	130 件	152 件	171 件	179 件	152 件
地域活動支援センター （ドリームハウス、ふぁーの木）	6 人	2 人	1 人	2 人	2 人
日中一時支援	9人/月	7人/月	7人/月	7人/月	1人/月

（４）その他の障がい福祉サービス

①自立支援給付

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補装具支給	12 件	16 件	12 件	11 件	8 件
自立支援（更生）医療	31 件	32 件	25 件	21 件	27 件
自立支援（育成）医療	0 件	2 件	1 件	1 件	4 件

②町の障がい福祉サービス

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉燃料券交付	340 件	336 件	345 件	354 件	344 件
福祉タクシー券交付	48 件	47 件	43 件	39 件	41 件
紙おむつ支給	2 件	3 件	4 件	3 件	4 件
人工透析通院交通費助成	18 件	15 件	14 件	15 件	14 件
在宅酸素療法者支援	3 件	3 件	4 件	4 件	2 件
重度心身障がい者介護者 激励金支給	2 件	3 件	2 件	3 件	3 件
特別支援児童養育手当	4 件	4 件	3 件	2 件	3 件
除雪支援	0 世帯	0 世帯	1 世帯	2 世帯	3 世帯

第3章 障がい者計画

1 基本理念

本計画では、「すべての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現」を目指すため、次の基本理念を定めます。

障がいのある人もない人も、
住み慣れた地域で、互いに支えあいながら、
自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

2 基本目標

本計画における基本理念を実現するため、真室川町の障がい者の現況と、今後取り組むべき施策の内容を踏まえ、以下の3つを基本目標として、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会を目指します。

基本目標1 地域で安心して暮らせる地域づくり

障がい者が安心して地域で生活できるよう、保健、医療、福祉などの各分野における支援体制づくりの連携を図るとともに、様々な障がいの特性に配慮したユニバーサルデザイン（用語集参照）に基づいた地域づくりを推進します。

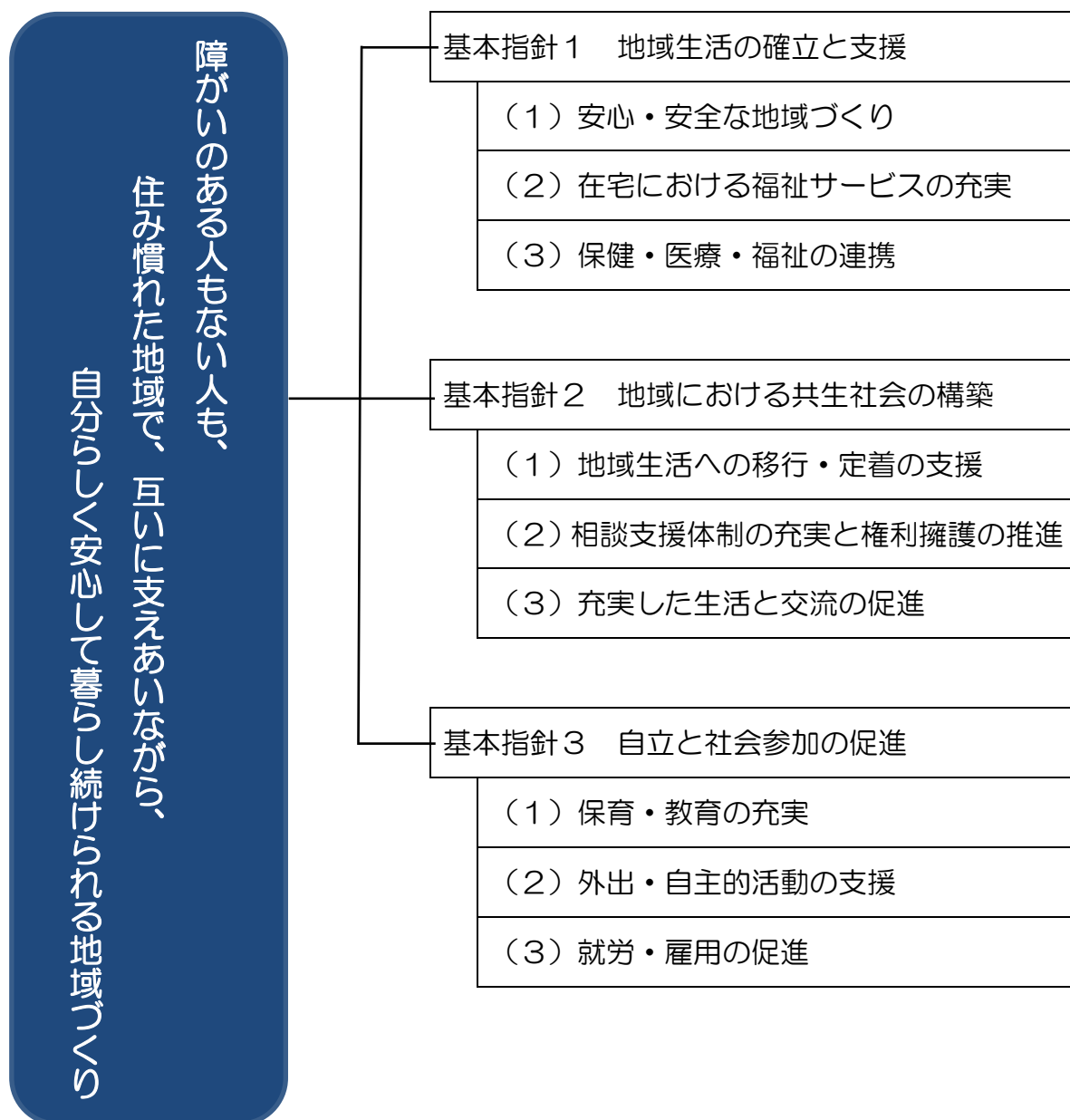
基本目標2 共に支え合い暮らせる地域づくり

障がいを理由として差別されることなく、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら地域の一員として生活ができるまちづくりを推進します。

基本目標3 自分らしく暮らせる地域づくり

障がい者自身が、様々なサービス等を自らの希望により選択・活用し、社会参加や就労等を行うことにより、幼少期から高齢期まで自立した生活ができる地域づくりを推進します。

3 施策の体系



基本指針1 地域生活の確立と支援

(1) 安心・安全な地域づくり

障がいのある人が地域の中で自立し、社会参加しながら生活するために、安心して利用できる交通手段の確保や、利用しやすい公共施設の整備など、ノーマライゼーション(用語集参照)の理念のもと、計画的なバリアフリー(用語集参照)の地域づくりを推進します。あわせて、ハード面の整備だけでなく、日常生活の上で必要な情報が障がいにより収集できない等の格差が生じないよう、情報のバリアフリー化についても進めます。

また、災害時において、障がい者が地域や避難先において孤立する問題を防ぐため、障がいのある人の災害時避難支援体制を推進します。あわせて、日頃から消防、民生委員・児童委員などと連携し、地域ぐるみで支援体制の確立に努め、すべての町民が安心して生活できる地域づくりを目指します。

①公共施設等のバリアフリー化

障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者、妊産婦など、すべての人が快適に暮らしやすい地域づくりを目指して、公共施設のバリアフリー化を進めます。また、ユニバーサルデザイン(用語集参照)の考え方のもと、新設の際には、計画の段階から障がいのあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。

②情報のバリアフリー化

日常生活等に必要な情報が、障がいにより収集できない等の情報格差が生じないよう、障がいの特性に配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進します。

③防犯・防災意識の普及啓発

災害などの緊急時に備え、防災教育、防災訓練を推進するとともに、日頃から障がい者団体や施設、地域住民との連携を図るなど、地域における防災力の向上に努めます。

④災害時避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備

災害時に自力で避難することが困難な障がい者等が安全かつ確実に避難できるよう、地域における情報伝達、避難誘導等の避難支援体制の整備を推進します。また、避難行動要支援者に対する避難支援体制の制度周知を図り、災害時等において障がい者が地域において孤立することがないように努めます。

⑤災害時の避難支援体制の充実

障がいの特性に応じた災害時支援体制の充実を図るとともに、災害時に障がい者が安心して過ごせる避難場所の確保及び周知方法について検討を進めます。

（２）在宅における福祉サービスの充実

障がいのある人が将来にわたり地域で生活するためには、障がいの重度化、高齢化等に
対応できるサービス提供体制の構築が必要となります。そのため、地域の生活で生じる障
がい児・者やその家族の緊急事態への対応を図るものとして、地域生活支援拠点(用語集参
照)を整備することが求められています。具体的には、①相談支援②体験の場・機会の提供
③緊急時の受入・対応④専門性⑤地域づくりの５つの機能を集約して実施するものとされ
ています。

最上圏域においては令和２年度に体制の整備を行い、令和５年度に運用に向けた各事業
所の登録が行われました。今後も、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制の充
実に努めます。

①適切な介護給付サービスの提供

障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基
づき、居宅介護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援などの各サービスの適切
な提供を推進します。あわせて、障がい福祉サービスを利用してきた方が、介護保険サ
ービスに移行する場合には、サービスの提供がスムーズに受けられるよう支援します。

②適切な訓練等給付サービスの提供

障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、就労移行支援、就労継
続支援、共同生活援助などの各サービスの適切な提供を推進します。

③補装具・日常生活用具・住宅改修等の給付

障がいのある人の身体機能の補完・代替のための補装具や、障がいのある人の自立生
活をしやすいするための日常生活用具、住宅改修費給付などの給付を行います。

④地域生活支援の推進

日中一時支援事業、成年後見制度利用支援事業などを実施し、障がいのある人や介護
者の地域生活を支援するサービスの実施を図ります。

⑤経済的支援の実施

在宅で生活する障がいがある人への経済的支援として、紙おむつ、重度障がい者介護
者激励金、特別支援児童養育手当などを支給し、経済的負担の軽減を図ります。

⑥除雪支援の実施

豪雪地帯である当町において、屋根雪の除排雪への支援を継続するとともに、地域共
助除雪事業の実施地区拡大を検討し、日常的な玄関前除雪等の支援体制の構築に努めま
す。

（３）保健・医療・福祉の連携

本町においては、「ヘルシースマイル真室川21計画」に基づき、すべての町民が共に支え合い、健やかで生きがいのある生活を送るために、子どもから高齢者までのライフステージに応じた健康づくりを推進しています。

また、乳幼児期から学齢期までの発達、その後の成長にとってとても大切な時期であり、早期に状況を把握し、適切な支援につなげていくことが重要であることから、引き続き保健師による乳幼児のいる世帯への全戸訪問を実施し、障がいの疑いのある乳幼児については関係機関と連携を図り、適切な支援につなげるとともに、育児に関する親の不安の解消に努めます。

①健康づくりに関する情報の提供

障がいのある人の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図ります。また、保健所、精神保健福祉センター、医療機関と連携し、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を推進します。

②地域包括ケアシステムの構築

障がいのある人が安心して生活できる環境づくりのため、地域包括ケアシステム（町、医療機関、福祉事業所等が連携し、情報の共有を図り、障がい者の健康づくりや保健の充実を図るシステム）の構築を図ります。

③医療費等助成の実施

身体の機能障がい除去または軽減するための医療費（更生・育成医療）など給付を行います。また、在宅酸素療法者支援事業及び人工透析患者通院費助成事業により在宅酸素を利用する方や透析治療を受けている方の負担軽減を図ります。

④乳児訪問・乳幼児健診の実施

身体や発達の不安への早期対応を図るため、生まれたすべての乳児を対象にした家庭訪問を実施します。また、乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、月齢や年齢に応じた定期的な健診を実施します。

⑤相談・指導体制の充実

健康相談や訪問指導、療育相談、こころの健康相談などの各種事業と医療機関や保健所等との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者等の障がい受容の促進につながる支援の充実を図ります。

基本指針２ 地域における共生社会の構築

（１）地域生活への移行・定着の支援

障がいのある人もない人も、地域でお互いを支え合う環境づくりを行うためには、障がいの特性や必要な支援等の理解を深めることが必要です。町では、配慮を必要であることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」を配布してきました。しかし、アンケート調査の結果、「障害者差別解消法施行後、周りの人の障がいへの理解は進んだと思うか」という問5-(1)について、「思う」が14.1%に対し、「思わない」が13.1%、「変わらない」が24.5%との回答であったことから、地域社会において、ノーマライゼーション(用語集参照)の理念の定着がまだ進んでいないことが考えられるため、引き続き啓発や周知を図っていきます。

現在、施設等に入所している人や入院している人が地域に移行し、自分らしい暮らしを実現するためには、住環境等の整備が重要です。しかし、本町には、障がいのある人が地域で生活する場となるグループホームが無いことから、出来るだけ住み慣れた地域で暮らし続けるための様々な方法について検討を行います。

①啓発・広報活動の推進

障がいのある人の地域移行に伴い、地域住民の障がいへの偏見、差別等が生じないよう、障がいに対する理解の推進及びノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン(用語集参詳)の理念の普及、定着を推進します。

②地域活動支援センターの利用促進

障がいのある人が、地域において充実した社会生活を送ることができるよう、日中における創作活動や生産活動を行う地域活動支援センター(新庄市:PFC HOSPITAL ふぁーの木)の利用促進に努めます。

③自立生活援助サービスの活用

施設入所支援や共同生活援助等から一人暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、生活の助言や医療機関との連携を行う「自立生活援助」等を活用することにより、自立した生活を援助します。

④地域移行・地域定着の支援

「地域移行支援」「地域定着支援」について、行政も共に効果的な支援を考えることにより、地域生活への移行が可能な障がいのある人の施設退所、退院及び地域生活での定着を支援します。

（２）相談支援体制の充実と権利擁護の推進

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助を行う相談支援事業所について、一層の充実を図るとともに、相談者一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない、きめ細やかな相談支援の実施に向け、最上圏域において共同設置している相談支援部会において、相談支援体制の質の向上に向けた取組みを検討します。

町では、「真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成 30 年 12 月に定め、障がいがある人への差別解消に向けて取り組んでいます。

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、町民全体の理解の醸成が不可欠であることから、障がいに対する幅広い広報・啓発を継続して推進します。

①相談支援機能の強化

相談支援事業所や町の窓口のほか、社会福祉協議会、医療機関、特別支援学校をはじめとした教育機関、保育所など、ライフステージに応じた相談支援機関が、相談者の情報を共有し、生活全般を見据えた支援につながるよう、相談支援の機能強化を図ります。

②身近な相談員による相談体制の充実

町民に対して身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員と連携し、相談体制の充実を図ります。

③自立支援協議会との連携

各相談機関に寄せられる相談内容について、最上地区自立支援協議会（相談支援部会）において地域課題として共有し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の様々な生活課題の検討、解決に取り組めます。

④成年後見制度利用支援事業の推進

地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

⑤虐待防止に向けた連携協力体制の構築

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援が行える体制を整備します。特に、児童については、要保護児童対策地域協議会（用語集参照）等の関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。

⑥障がいに対する理解の促進

障がいのある人が、誤解や偏見等を受けることがないように、広報等による障がい特性に関する啓発活動を推進します。また、教育委員会と連携し、障がいのない児童に対する障がい教育の推進について検討します。

（３）充実した生活と交流の促進

地域で安心して生活していくために、近所づきあいをはじめ、様々な人との交流の機会を支援するとともに、地域の一員としてボランティア活動への参加を推進するなど、地域福祉の充実に取組みます。

また、障がい者団体の活動は、本人やその家族にとって、地域社会との接点として重要な役割を担っていることから、各種団体、町、関係機関の連携を強化し、社会参加の機会の確保に努めます。

① 地域での支えあいの推進

障がいのある人が地域で生活するうえで、住民同士による支え合い体制づくりが非常に重要です。「地域支えあいポイント事業」の実施など、住民同士の支え合い活動の活発化につなげる取組みを推進します。

② 情報発信の充実

アンケート調査の結果、「福祉サービスの情報の入手先」という問 3-(2)について、町の広報・回覧文書から入手している人の割合が 43.5%と最も多いことから、今後も、福祉情報の積極的な掲載等により、障がいへの理解を深めるための広報を継続します。

③障がい者団体等の活動の支援

障がい者団体が実施するスポーツ、文化活動などに対する支援を引き続き実施します。

④ボランティア活動の推進

町社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、ボランティア団体等と支援を必要とする障がいのある人等をつなげるコーディネート機能の充実を図ります。また、ボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、地域福祉活動へのボランティアの参画を図ります。

基本指針 3 自立と社会参加の促進

（１）保育・教育の充実

乳幼児健診等により、障がいの早期発見に努めるとともに、学習障がい（ＬＤ）や注意欠如多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）など障がいの特性に応じた教育を身近に確保できるよう、教育委員会と情報を共有し、特別支援教育の充実を図ります。また、放課後や長期休業中の療育の場及び居場所として、放課後等デイサービスの利用について周知を図ります。

①発達障がい児への支援体制の充実

発達障がいの早期発見、早期支援を行うため、医療機関や療育機関と連携し、早期に適切な支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

②適切な就学指導の推進

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児一人ひとりの実態に即した就学を進めるために、本人、保護者の意向を尊重しながら、適切な就学指導に努めます。また、特別支援学校の体験入学や入学説明会、教育相談などの情報提供に努めます。

③インクルーシブ教育の推進

教育委員会と連携し、一人ひとりの実態に即したインクルーシブ教育(用語集参照)の推進を図ります。また、障がいのない子どもたちとの交流や共同学習、地域の人々との交流活動を積極的に推進し、将来の自立につながるよう様々な行事を通じた相互理解の促進を図ります。

④放課後等の居場所づくり

障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所として、放課後等デイサービスの充実を図ります。

(2) 外出・自主的活動の支援

障がいのある人に対し、移動手段の選択肢拡充と利便性向上を図り、社会参加と日常生活圏の拡大を図るため、障がい者交通費助成を引き続き実施します。

また、障がい者団体の活動の支援及び障がいのある人の自主的な交流活動や社会参加活動の促進を通じ、すべての町民が、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の形成に向けた取組みを検討します。

①障がい者交通費助成

障がいのある人への社会参加と日常生活圏の拡大を図るため、ガソリン代や公共交通機関等利用に要する交通費の一部を助成します。

②人工透析通院交通費の助成

人工透析を行うため頻繁に通院する必要がある方に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通費の一部を助成します。

③多様な障がい者割引等サービスの周知と利用促進

JR障がい者割引、有料道路障がい者割引など、各交通機関による障がい者サービスの周知を図ります。

④同行援護・移動支援の実施

屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい福祉サービスとしての同行援護、地域生活支援事業としての移動支援についてサービス提供体制を確保します。

（３）就労・雇用の促進

一般就労を目指す障がいのある人が適切な支援を受け、一般就労につながるよう、ハローワークや就労移行支援事業所、特別支援学校等と連携を図り、障がいの状況に応じた就労支援に努めます。また、就労した人が職場で定着できるよう、就労定着支援サービスを活用し、障がいのある人が働きやすい環境の構築を図ります。

アンケート調査の結果、「障がい者の就労には何が必要か」という問 3-(6)について、周囲が自分の障がいを理解してくれることが 38.6%と最も多いことから、事業主等へ障がい者雇用促進法についての理解促進を図るとともに、就労先で障がいのある人が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がいの特性等について関係機関等と連携しながら理解の啓発に努めます。

①就労移行支援の利用促進

一般企業などへ就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就職後の職場定着のための相談支援等を行う就労移行支援事業(標準期間：24 ヶ月以内)を引き続き推進します。

②就労定着支援の利用

福祉就労から一般就労へ移行した障がいのある人に対し、ニーズに応じて相談等を通じて就労に伴う課題を把握し、事業所や家族との連絡調整を行うための就労定着支援を実施します。

③障がい者雇用に関する啓発

広報やパンフレット等を通じて、障がい者雇用支援月間や法定雇用率などの周知を図るとともに、障がい者雇用に関する啓発を促進します。併せてトライアル雇用(用語集参照)や、助成制度の活用、税法上の優遇措置等の周知を図ります。

④就労継続支援や地域活動支援センター利用の促進

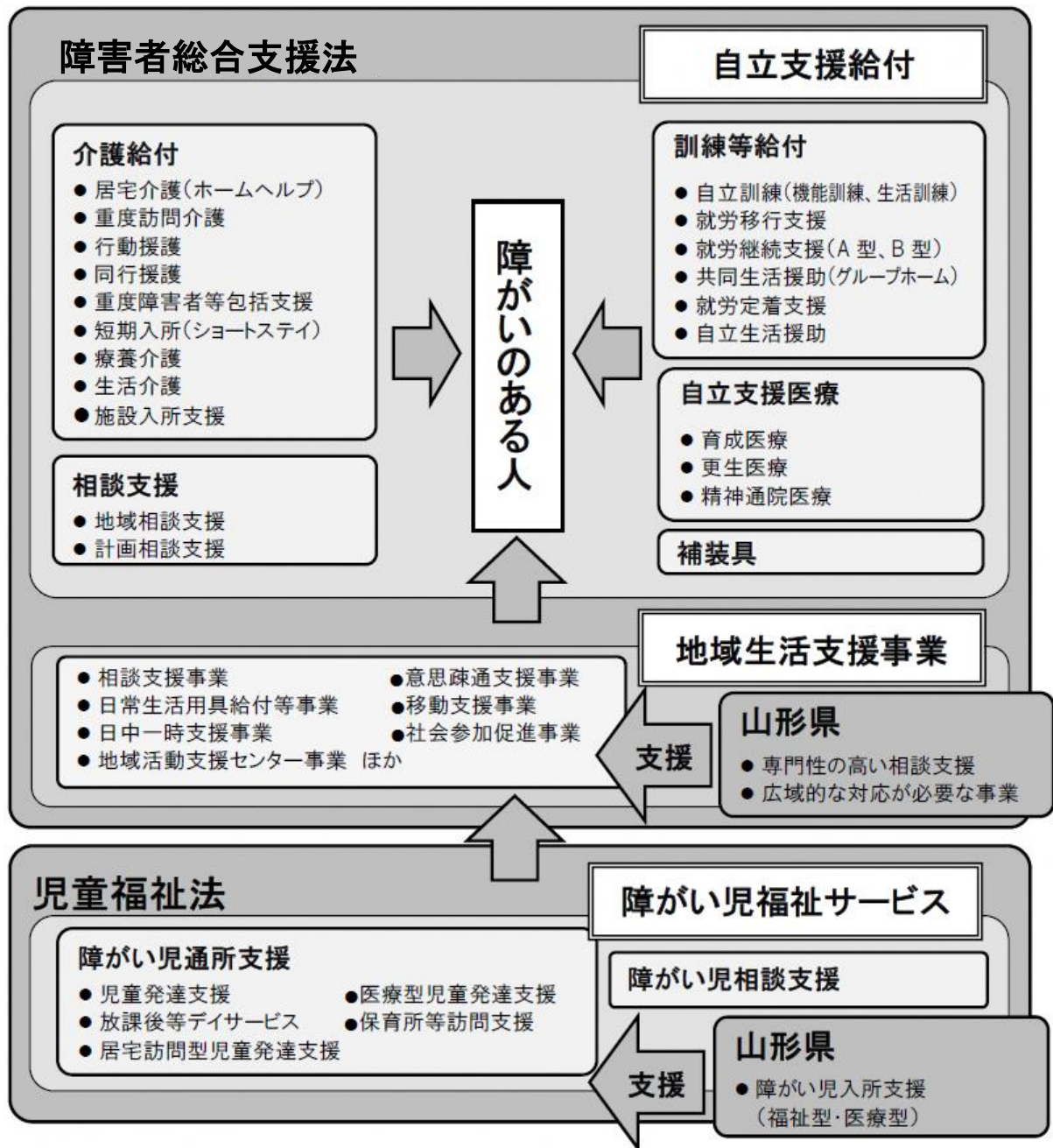
障がいにより一般就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会を提供し訓練を実施する就労継続支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センター(新庄市：PFC HOSPITAL ふぁーの木)の利用促進を図ります。

⑤障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達の推進

「国等における障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(略称：障害者優先調達推進法)の制定趣旨を踏まえ、障がい者就労支援施設等が供給する物品等に関して、町が定めた調達方針に沿った調達の推進を図ります。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者総合支援法のサービスは、個々の障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村事業として柔軟に実施される「地域生活支援事業」で構成されています。また、改正児童福祉法に基づいて提供される障がい児に向けたサービスとあわせた、サービスの全体像は、以下のとおりです。



1 成果目標

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」について、国が示した基本指針では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、計画を策定することとされています。

本町においても、国の基本指針を踏まえつつ、現在のサービス利用状況を勘案し、次の通り成果目標を設定し、その目標の達成に向けた取組みを進めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

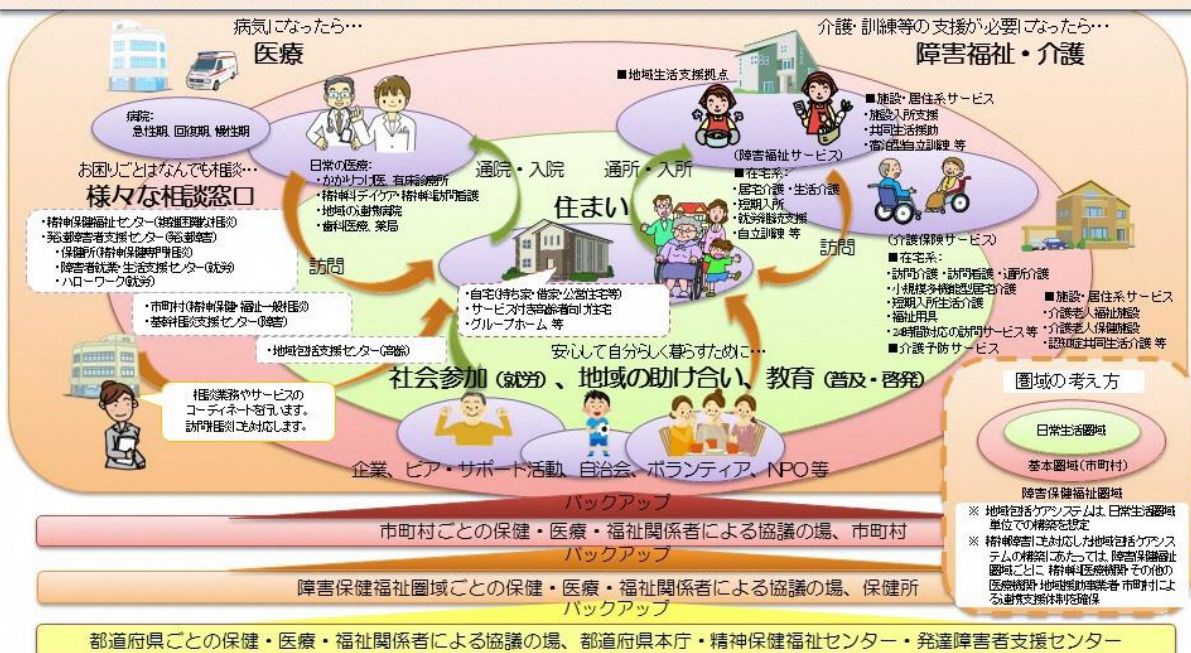
福祉施設から地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末における施設入所者12人のうち、1人を令和8年度までに地域生活に移行することを目指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、年1回、保健・医療・福祉関係者による、精神障がい者の地域移行等に関する協議を実施します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和２年度に、最上圏域の市町村及び事業所等複数の機関が分担して機能を担う体制を整備し、令和５年度に運用に向けた各事業所の登録が行われました。より効果的な体制の構築を進め、年１回以上、運用状況の検証・検討を行います。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

令和８年度において、一般就労に移行する者の数を就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型利用者から計２人とすることを目指します。また、一般就労移行者のうち就労定着支援事業の７割の利用を目標とし、あわせて就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８０％とすることを目指します。

（５）相談支援体制の充実・強化

最上地域における相談支援体制の確保に向け、令和８年度末までに、最上圏域での基幹相談支援センターの設置を検討します。

（６）障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等の質の向上のため、山形県が実施する障がい福祉サービスに係る研修会等に積極的に参加して理解を深めるほか、障害者自立支援給付審査支払等システムの活用や事業所との連携強化を図り、適正なサービス提供体制の確保を検討します。

（７）障がい児支援の提供体制の整備等

保健師・保育所・事業所等との連携を強化し、適切な療育支援を行うことで、障がいの軽減や発達を促し、将来の社会参加へ繋がります。また、令和８年度末までに、地域の障がい児支援の中心となる児童発達支援センター（用語集参照）を最上圏域において共同設置することを目指します。

2 障がい福祉サービス等の見込みとサービス確保の方策

障がいのある方への福祉サービス等の必要量は、成果目標に掲げる項目の内容や、当町における近年の推移などを踏まえて算出しています。また、必要なサービス見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、洗濯や掃除といった家事の援助などを行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	6 人	7 人	8 人	8 人

②重度訪問介護 ◆利用見込なし

重度の障がいにより常に介護を必要とする方が対象です。ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、家事の援助のほか、外出する際の移動中の介護も総合的に行います。

③行動援護 ◆利用見込なし

知的障がいや精神障がいにより常時介護が必要な方が対象で、行動時の危険を避けるための援護や、外出時に必要な援助などを行います。

④同行援護 ◆利用見込なし

視覚障がいにより移動が著しく困難な方が対象です。外出に付き添い、情報提供や移動中の援護などを行います。

⑤重度障害者等包括支援 ◆近隣にサービス提供事業所なし

障害支援区分 6 で、かつ意志疎通が困難な方が対象で、居宅介護や共同生活介護、就労継続支援などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、施設等で入浴、排せつ、食事の介護ほか、創作的活動や生産的活動の機会を提供します。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	23 人	24 人	24 人	25 人

②自立訓練（機能訓練） ◆利用見込なし

自立した日常生活・社会生活を営めるよう、身体機能に関する訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練） ◆利用見込なし

自立した日常生活・社会生活に必要な生活能力向上などの訓練や、その他必要な支援を行います。

④就労移行支援

就労を希望する方に、生産活動などを通じ知識や能力を養成することで、適正にあった就労ができるよう必要な支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	3 人	4 人	4 人	5 人

⑤就労継続支援A型

一般雇用が困難な方を雇用し、生産活動などを通じて知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	8 人	7 人	6 人	6 人

⑥就労継続支援B型

一般雇用が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	40 人	42 人	44 人	45 人

⑦就労定着支援

一般就労に移行した障がい者に対し、相談等を通じて就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題を把握し、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	1 人	1 人	1 人	2 人

(3) 居住系サービス

①自立生活援助 ◆利用見込なし

施設入所支援や共同生活援助等から一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活に必要な助言や相談への随時対応などを行います。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の会議等の日常生活上必要な支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	29 人	29 人	30 人	30 人
内、精神障がい者の人数	8 人	8 人	9 人	9 人

③施設入所支援

障がい者支援施設に入所する方に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、食事等の日常生活上必要な支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	12 人	12 人	12 人	11 人

④療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関などの施設で機能訓練や医療・療養上の管理や看護を提供します。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	1 人	1 人	1 人	1 人

⑤短期入所（ショートステイ）

自宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	2 人	2 人	2 人	2 人

（４）相談支援サービス

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する際に、本人の心身の状況や環境、サービス利用の移行等を勘案し、サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	18 人	20 人	21 人	22 人

②地域移行支援

障がい者支援施設に入所している方や精神科病院に入院している方に対し、住居の確保や地域における生活に移行するために必要な相談支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	0 人	0 人	0 人	1 人

③地域定着支援

施設や病院に入所等していた方が地域生活への移行後、安心して地域生活を継続できるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 ヶ月あたりの利用人数	0 人	0 人	0 人	1 人

(5) 障がい児支援サービス

①児童発達支援

障がいのある就学前児童に対し、発達状態に即した生活基本動作習得等のための支援を行います。

	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1ヶ月あたりの利用人数	2人	3人	4人	4人

②放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童について、放課後や学校の休業日に、生活能力向上等のための支援や発達課題に配慮した集団経験の場の提供を行います。

	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1ヶ月あたりの利用人数	3人	4人	5人	5人

③保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所等を訪問して、障がいのある児童の集団活動における専門的な支援を行います。

	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1ヶ月あたりの利用人数	0人	0人	0人	1人

④医療型児童発達支援 ◆利用見込なし

肢体不自由があり、機能訓練又は医学管理下での支援が必要な障がい児に日常生活における基本的な動作や知識技能習得のための支援及び治療を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援 ◆利用見込なし

重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児童を訪問して発達支援を行います。

⑥障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを利用する際に、本人の心身の状況や環境、本人又は保護者のサービス利用の移行等を勘案し、サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。

	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1ヶ月あたりの利用人数	5人	6人	7人	7人

サービス見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい者（児）に対し、障がいの種類に関係なく必要とするサービスが行き渡るよう、利用者、サービス提供事業所及び計画相談支援事業所、最上圏域内の市町村との連携を強めるとともに、引き続き適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

保育所、特別支援学校、自立支援協議会、相談支援事業所、サービス提供事業所や医療機関等との連携を図り、障がいの特性に応じた専門的な相談支援体制を整えられるよう努めます。

乳児全戸訪問や就学児健診等の機会を通じ支援が必要な児童の早期発見・早期支援を目指します。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関との連携強化を図りながら、制度の周知活動とサービスを必要とする人への利用促進に取り組むとともに、障がい者（児）が安心して暮らせる町づくりを目指していきます。

3 地域生活支援事業の見込みとサービス確保の方策

地域生活支援事業は、その地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいとされています。障がいのある方が自らの適性に応じて、自立した生活、社会生活を営むことができるよう支援するため、当町の特性や利用者の状況を勘案し、事業実施見込量を算出しています。また、必要な見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方のうち身寄りがいない方など、成年後見等の審判請求が困難な方がいる場合に制度利用を支援します。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用者数(見込)	0 人	1 人	1 人	1 人

(2) 手話奉仕員派遣事業

聴覚、音声機能に障がいのある方に手話奉仕員を派遣し、意思の伝達を支援します。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用件数(見込)	0 人	0 件	0 件	1 件

(3) 日常生活用具給付等事業

自立した日常生活に要する用具を、障がいの種別、程度に応じて給付します。住宅改修費給付事業(身体障がい者等の居住環境改善)も含みます。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用件数(見込)	84 件	90 件	96 件	102 件

(4) 地域活動支援センター(基礎的事業・機能強化事業)

障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた支援を行います。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用人数(見込)	2 人	2 人	2 人	2 人

(5) 日中一時支援事業

日中、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方の、活動の場を確保し支援します。

	令和 5 年度(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用人数(見込)	1 人	1 人	1 人	1 人

サービス見込量確保のための方策

各種窓口で受けた相談について、関係部署・関係機関と連携を取りながら、情報を共有して相談に対応します。

町社会福祉協議会始め関係機関との連携強化を図りながら、サービスを必要とする障がい者に支援が漏れなく行き渡るよう事業周知に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 行政における推進体制の確立

本計画における障がい者施策は、福祉分野のみでなく、保健、医療、教育、生活環境など多くの分野にわたっているため、町社会福祉協議会、県、近隣市町村など関係機関との連携を図りながら、地域全体の課題解決に向けた総合的な施策の推進に努めます。

(2) 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある方々の意見に配慮しながら推進していきます。

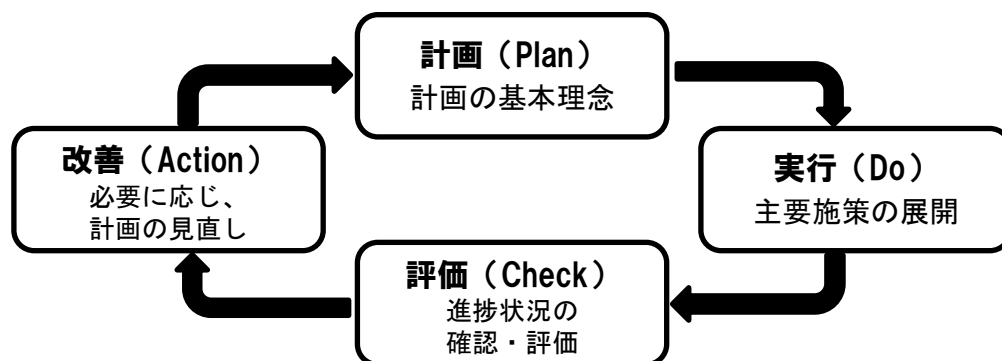
(3) 地域での理解を深めるための啓発

本計画に基づく障がい者施策を推進するためには、「ノーマライゼーション(用語集参照)」の考え方から、行政の力だけでなく、町民の障がい者への理解と協力及び自主的な活動が必要となります。そのため、今後、計画の周知や情報提供体制の充実強化を図り、障がい者に対する理解や協力、支援を求めています。

(4) 計画の進行管理

本計画については、各年度において事業の進捗状況等を管理し、結果を「真室川町地域福祉計画推進委員会 障がい福祉部会」へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取り組みを確認します。

進捗状況の管理の過程においては、PDCAサイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。



2 障がい者施策に関する動向

障害者総合支援法等の国の施策動向を踏まえ、本計画を推進するとともに、制度の改善、拡充等について注視していきます。

(1) 国の動向など法律等の動き

公布等年月	施行等年月	法制度等の動き	主な内容
平成 25 年 6 月	平成 28 年 4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定	・差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ・差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施等）
	平成 28 年 4 月（一部平成 30 年 4 月）	障害者雇用促進法の改正	・雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加
	平成 26 年 4 月（一部平成 28 年 4 月）	精神保健福祉法の改正	・医療提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止
平成 28 年 6 月	平成 30 年 4 月（一部平成 28 年 6 月）	障害者総合支援法の改正	・重度訪問介護の訪問先の拡大 ・就労定着支援・自立生活援助の創設 ・サービス提供者の情報公開制度の創設
		児童福祉法の改正	・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・障害児福祉計画に関する規定の創設 ・医療的ケアを要する障害児に対する支援の明文化
	平成 28 年 6 月	発達障害者支援法の改正	・障害者基本法の基本的な理念に則ることを規定 ・相談体制の整備の規定を創設
平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月	障害者基本計画（第 4 次）の策定	・計画期間：平成 30 年度から 5 年間 ・計画の目的：共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己表現できるよう支援
平成 30 年 6 月	平成 30 年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定を規定 ・文化芸術の鑑賞、創造の機会の拡大
平成 30 年 5 月	平成 30 年 11 月（一部平成 31 年 4 月）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正	・略称：バリアフリー法 ・共生社会の実現・社会的障壁の除去等の理念の明記
令和元年 6 月	令和元年 6 月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	・略称：読書バリアフリー法 ・障がいの有無にかかわらず文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指す

公布等年月	施行等年月	法制度等の動き	主な内容
令和 3 年 5 月	令和 6 年 4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正	・ 不当な差別的取り扱いの禁止 ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化
令和 4 年 6 月	令和 6 年 4 月	児童福祉法の改正	・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化
令和 4 年 12 月	令和 6 年 4 月	障害者総合支援法等一部改正法	・ 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援

(2) 山形県の動き

時 期	条例等の動き	主な内容
平成 28 年 3 月	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定	・ 県の責務、県民・事業者の役割を規定 ・ 障がいを理由とする差別に関する相談体制
平成 29 年 3 月	山形県手話言語条例の制定	・ 県の責務、県民・ろう者・手話通訳者・事業者の役割を規定 ・ 手話に係る環境整備について規定
平成 30 年 3 月	山形県障がい福祉計画（第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画）の策定	・ 計画期間：平成 30 年度から 3 年間 ・ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画 ・ 児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体として策定
令和元年 8 月	山形県障がい者計画(第 5 次)	・ 計画期間：令和元年度から 5 年間 ・ 計画の目標：障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが活き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形県の実現

(3) 町の動き

時 期	条例等の動き	主な内容
平成 29 年 4 月	真室川町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定	・ 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を規定
平成 30 年 12 月	真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定 (資料編 p4 参詳)	・ 町の責務、町民・事業者の役割を規定 ・ 障がいを理由とする差別に関する相談体制
令和 2 年 7 月	真室川町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱の制定	・ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を補助し、発達支援やコミュニケーションの向上を促進する。
令和 5 年 4 月	真室川町障がい者交通費助成事業実施要綱の制定	・ 福祉タクシー券及び福祉燃料券の 2 事業を統合し、支給方法を給付券交付から現金給付へ変更 ・ 移動手段の選択肢拡充と利便性向上を図り、心身障がい者の社会参加と日常生活圏の拡大に資する。